

公益財団法人大田区産業振興協会 勤労者共済ホームページ広告掲載基準

(令和 4 年 5 月 9 日決定)

1 この基準は、公益財団法人大田区産業振興協会勤労者共済ホームページバナー広告掲載取扱要綱第5条第1項に規定する広告掲載の決定の基準を定め、掲載の可否は、この基準に照らして行う。

2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ販売
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う業者
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の業者
- (8) 市区町村民税を滞納している者

3 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉棄損、各種差別的なもの
- (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品を提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (4) 公の選挙若しくは選挙の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- (6) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- (7) 社会的に適切でないもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 勤労者共済事業の趣旨に沿わないと判断されるもの

付 則

この基準は、令和2年8月20日から適用する。

付 則

この基準は、令和4年5月9日から適用する。

